

令和5年度障害者スポーツ環境整備支援事業実施要項

1 目的

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）が、区市町村、地域スポーツクラブ、福祉・医療関係機関及び学校等の多様な主体と連携しながら、障害のある人が身近な地域で継続してスポーツを楽しめるよう環境を整備し、もって地域における障害者スポーツの普及振興に資することを目的とする。

2 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

3 事業内容

(1) 地域巡回事業

地域の団体等を訪問し、地域における障害者スポーツの取組の現状、課題及びニーズに関する情報収集又は情報提供を行う。

(2) 企画相談事業

地域における障害者スポーツ事業の実施や障害のある人の受入れに係る企画立案及び助言を行う。

(3) 出張研修事業

地域における障害者スポーツ事業の実施や障害のある人の受入れに関する地域毎の課題解決を目的とした研修を実施する。

(4) 実地支援事業

地域における障害者スポーツ事業の実施や障害のある人の受入れに伴う現地でのアドバイス等を行う。

(5) 連携体制構築支援事業

地域におけるスポーツ分野と福祉・医療、教育等の分野が連携する体制の構築や連携して実施する事業に係る助言等を行う。

(6) その他、障害者スポーツの振興のために有用な事業を行う。

4 対象とする団体

- (1) 区市町村
- (2) 地域スポーツクラブ
- (3) 福祉・医療関係機関等
- (4) 学校
- (5) その他、障害者スポーツ事業を企画する団体

5 対象とする事業

営利を目的とせず、かつ、地域における障害者スポーツの普及振興を図る事業とする。

6 申請方法

申請団体は、申請書（様式1）に必要事項を記入し、原則として事業実施2か月前に提出すること。
また、その際に事業の周知資料、事業の計画書・開催要項等を添付すること。

7 決定方法

申請内容等を確認・調整し、申請団体へ通知する。

8 申請先

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ12階
公益社団法人東京都障害者スポーツ協会 スポーツ振興部 地域スポーツ振興課
TEL 03-6265-6001 FAX 03-6265-6077 メール: chiiki-spo@tsad.or.jp

9 その他

事業実施に係る相談は、原則として実施日の2か月前とする。

附則 この要項は、令和5年4月1日から施行する。